

〇〇地区要配慮者支援組織規約

〔名称〕

第1条 この組織の名称は、●●地区要配慮者支援組織（以下「支援組織」という）〔略称 ●●地区見守り隊 〕と称する。

〔目的〕

第2条 この支援組織は、独居高齢者、障がい者等の要配慮者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう最新情報を共有し、平常時及び災害時における要配慮者の支援体制を構築することを目的とする。

〔事業〕

第3条 支援組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 平常時の活動（要配慮者の最新情報の把握）

- (1) 要配慮者宅への訪問、見守り活動
- (2) 要配慮者への支援者の選任
- (3) 総合相談（生活支援、健康相談等）

2 災害時の活動

- (1) 関係機関への要配慮者情報の提供
- (2) 支援者を中心に可能な限りの安否確認
- (3) できる範囲での避難誘導や必要な支援（薬、用具等）の実施

3 その他支援組織の目的を達成するために必要な事項。

〔構成員〕

第4条 支援組織は、自治会役員、民生児童委員、地区社会福祉協議会役員、福祉推進員をもって構成する。

2 この支援組織が対象とする世帯は、●●地区の住民とする。

〔役員〕

第5条 支援組織に次の役員をおく。

- 1 隊長 1名
- 2 副隊長 1名
- 3 会計 1名
- 4 監査役 1名

2 役員は、構成員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

〔役員の任務〕

第6条 隊長は、支援組織を代表し、会務を総括する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のあるときはその職務をおこなう。

〔役員会〕

第7条 役員会は、役員のほか、隊長の指名する者によって構成する。

2 役員会は、必要に応じ招集し、運営にあたって必要な事柄について審議し、実施する。

〔経費〕

第8条 本組織の運営に要する経費は、市補助金その他の収入をもってこれにあてる。

〔会計年度〕

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔監査〕

第10条 会計監査は、毎年1回監査役が行い、結果を総会に報告するものとする。

〔その他〕

第11条 この規約に定めない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この規約は、令和3年10月1日から適用する。

この規約は、令和6年4月1日から適用する。